

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

公益社団法人
神奈川労務安全衛生協会

〒231-8443
横浜市中区相生町3-63
TEL. 045-662-5965(代)

フォークリフトをはじめ危険・有害な作業における災害は依然として後を絶たない状況にあります。

これら災害防止の強化を行うべく、平成元年5月22日付、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」に、事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。とあり、一定期間毎に（概ね5年）安全衛生教育を実施することが望ましいとされています。

当協会においては、事業者様に代わりフォークリフト運転業務従事者の方を対象に下記のとおり安全衛生教育を開催いたします。

各事業場におかれましては、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

記

1. 受講対象者 ・フォークリフト運転特別教育修了証をお持ちの方
・フォークリフト運転技能講習修了証 〃

2. 内 容

月 日	時 間	研 修 科 目	受 講 料	定 員
10 月 30 日 (火)	9:20~ 16:30	最近のフォークリフトの特徴 ・フォークリフトの構造上の特徴 ・各種荷役運搬方法の特徴 フォークリフトの取扱いと保守 ・フォークリフトによる作業と安全 ・フォークリフトの点検・整備 災害事例及び関係法令 ・災害事例とその防止対策(グループ討議) ・関係法令	受講料 一般 9,260円 (消費税等込) 会員 8,230円 (消費税等込) テキスト代 1,320円 (消費税等込)	60名
会 場	(公社) 神奈川労務安全衛生協会 教習会場 横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル 3F (JR関内駅下車北口より本町方面へ徒歩5分・地図は受講票に明示します)			

3. 修了証の交付

講習修了者には、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育修了証」を交付いたします。

4. 申込方法 ①当協会のホームページからお申込みが出来ます。(受講料割引あり)

<http://www.roaneikyo.or.jp/index.html>

- ②下記申込書に必要事項を記入し、銀行振込控のコピーとともに当協会宛郵送して下さい。会員事業場で、経理処理上振込が後日となる場合は、申込書の振込先・振込日欄に必ず記入して下さい。
- ③振込手数料は、貴社負担でお願いします。
- ④申込は先着順の受付とし、定員になり次第締切りますので、早めに手続きをして下さい。

振込先

横浜銀行・関内支店	普通	No.1063993
みずほ銀行・横浜中央支店	普通	No. 762626

受取人 公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
〒231-8443 横浜市中区相生町3-63
TEL 045-662-5965

*受講日の変更 事前に欠席の連絡をいただいた場合のみ次回へ変更ができます。
連絡がない場合は欠席扱いとなります。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育申込書

2018.10

(公社)神奈川労務安全衛生協会 御中

(※印欄は記入しないこと)

※ 受講番号	フリガナ
	氏名

※⑨ 修了証のコピーを添付して下さい。

会員番号					一般
受講料	一般	@9,260円			円
	会員	@8,230円	×	名	
テキスト代		@1,320円	×	冊	円
合計					円 (消費税等込)

*会員事業場の方で銀行振込控がない場合は下記にご記入下さい。

↓
どちらかに○印

振込先	横浜銀行関内支店
	みずほ銀行横浜中央支店
振込日	月 日振込 (予定)

事業場名

〒 □□□-□□□□

所在地

担当者所属
氏名

TEL

※ご記入いただいた個人情報については、当協会が責任を持って管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。